

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年3月4日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱いについて ◆

平成22年2月26日付で、「年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱い等について」についての通知が発出されました。

今般発出された内容は、平成22年1月6日付でパブリックコメント募集手続きの行われた概要案に係るものとなっております。当該概要案等につきましては、中央三井アセットの年金情報（平成22年1月7日及び21日付）を併せてご参照ください。

【発出された通知】

- 年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱い等について
（平成22年2月26日付 年発0226第1号）

本通知の主なポイントを別紙にまとめておりますので、ご参照ください。

以上



<通知の主なポイント>

1. 年金経理から業務経理への繰入の特例について

- (1) 平成22年度及び平成23年度に年金経理から業務経理への繰入の特例を行うための要件について、次のとおりとなりました。
- ▶ 平成23年度財政決算時点で掛金の引上げが必要となった場合には、適正な掛金引上げを行うことについて予め代議員会で議決していること。
 - ▶ 繰入の用途については次のいずれかとする。こと。
 - ・ 国の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿の突き合せ
 - ・ 加入員等に対する記録等の提供
 - ・ 裁定請求の勧奨及び住所管理
- (2) 当該特例により繰入を行う場合は、限度額を設けないこととなりました。
- (3) 当該特例により繰入を行う場合の手続きについては、次のとおりとなりました。
- ▶ 当該繰入に係る承認申請については、繰入を行う事業年度の前事業年度の3月末までに申請すること。ただし、予算変更により繰入を行う場合は、随時申請すること。
 - ▶ 当該繰入に係る承認申請においては、「財政運営基準別添2様式^⑫ 繰入計画書」に代えて次の書類を添えること。
 - ・ 特例による繰入計画書
 - ・ 上記(1)における代議員会の議決の内容を証する議事録

2. I型基金における機械処理経費等の手当てについて

貸借対照表（年金経理）及び損益計算書（年金経理）にそれぞれ、勘定科目「未払機械処理経費等」及び「機械処理経費等」を設け、I型基金が委託可能な業務のうち自ら行う業務に係る費用を年金経理から支出することが可能となりました。

なお、当該勘定科目の追加は平成22年4月1日からの適用となります。

以上

